

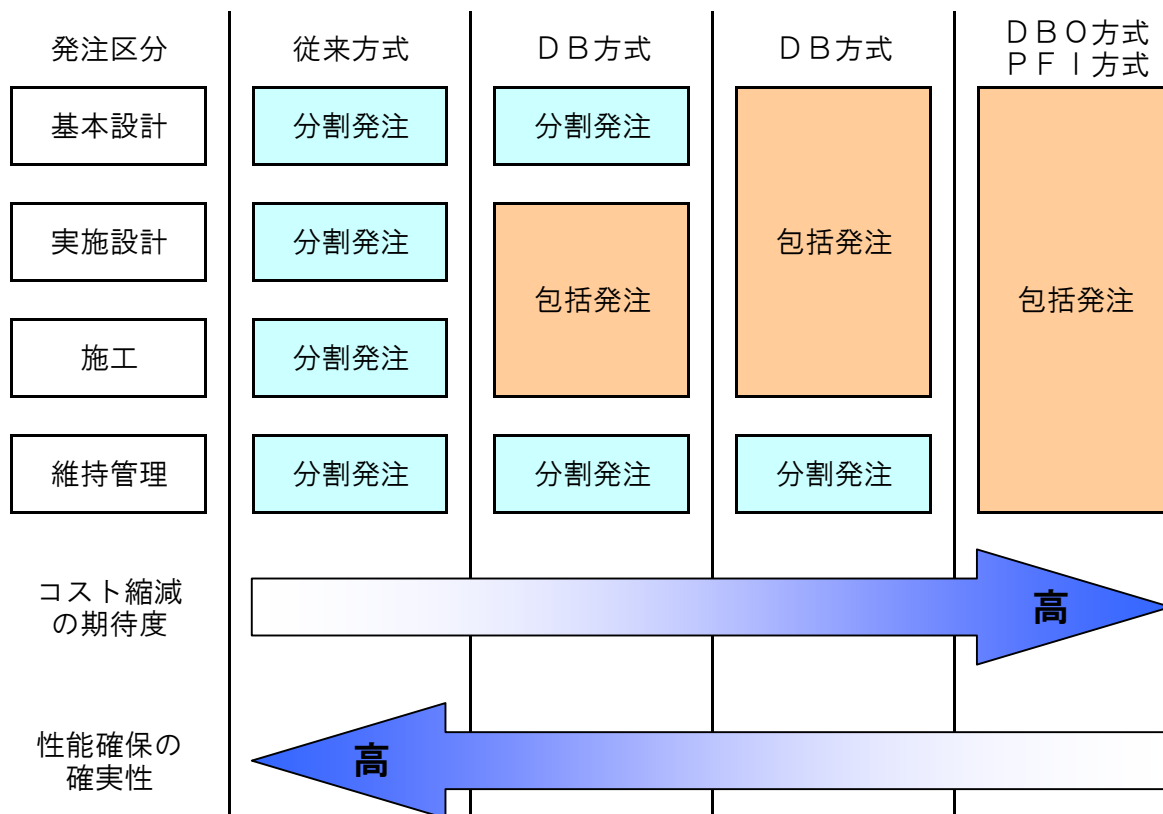
1. 整備手法比較表

発注方式		従来方式（個別発注方式）	DB（デザインビルド）方式	DBO方式	PFI方式			リース方式		
					BTO	BOT	BOO			
概要		基本設計、実施設計、施工、維持管理をそれぞれ個別に発注する方式	設計と施工を一括して発注する方式 基本設計を包括するか選択可能（DBO方式） 設計、施工に加え、施設の維持管理も包括する方式		民間事業者（SPC）が調達する資金で設計、施工を行い、その後の維持管理、運営も併せて発注する方式 （BTO）施設完成後に施設の所有権を市に移管する （BOT）事業期間終了後に施設の所有権を市に移管する （BOO）施設の所有権は移管しない			民間事業者が施設を建設し、市がリースする方式 設計、維持管理、運営を包括するか選択可能		
建物の所有	運営期間中	市	市	市	市	民間	民間	民間		
	事業期間満了後	市	市	市	市	市	民間	市 民間		
資金調達（施設整備費）		市（起債）	市（起債）		民間資金			民間資金		
発注区分 （代表的な事例）	基本設計	分離発注	分離発注	包括発注	包括発注	包括発注（長期）	包括発注（長期）	同左	同左	自由に設定可能
	実施設計	分離発注	包括発注							
	施工	分離発注	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理		
	施設維持管理	分離発注								
	運営（診療以外）	分離発注	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理			
	運営（診療）	指定管理								
発注形態		仕様発注	性能発注			性能発注		仕様発注または性能発注		
コスト縮減 （従来方式との比較）	建設	—	施工者のノウハウを設計に反映させられるため、コスト縮減効果の期待が高い。			施工者のノウハウを設計に反映させられるため、コスト縮減効果の期待が高い。		包括発注する範囲による		
	維持管理	—	従来方式と同等（施工者のノウハウを設計に反映させられればコスト縮減効果に期待できる）	維持管理を見越した設計が可能となり、コスト縮減効果の期待が高い。		維持管理を見越した設計が可能となり、コスト縮減効果の期待が高い。		包括発注する範囲による		
	運営	—	従来方式と同等			長期包括発注によるコスト縮減効果が期待できる。		包括発注する範囲による		
メリット		段階ごとに仕様を確認して発注するため、求める性能を確保しやすい。 維持管理、運営が別途発注のため、環境変化に対する長期リスクに対応しやすい。	基本設計を包括した場合、求める性能を確保するための工夫が必要となる。 維持管理、運営が別途発注のため、環境変化に対する長期リスクに対応しやすい。			民間事業者のノウハウにより効率的な運営が期待できる。 BOT、BOOの場合、市側に減価償却が発生しない。 BOT、BOOの場合、固定資産税収入が見込める。 （ただし、その分の委託料が増額となることが予想される。）		市側に減価償却が発生しない。 固定資産税収入が見込める。 （ただし、その分のリース料が増額となることが予想される。）		
デメリット		各業務が分割して発注されるため、一体的なコスト縮減効果への期待が低い。 維持管理を考慮した設計をするための工夫が必要。 コスト縮減のための方策を別途検討する必要がある。	基本設計を分割した場合、コスト縮減効果への期待が低くなる。 維持管理を考慮した設計をするための工夫が必要。			起債よりも金利の高い民間資金を活用するため、建設及び維持管理のコスト縮減効果が相殺される可能性がある。 施設の仕様が全て事業者任せられるため、求める性能を確保するための工夫が必要となる。 長期契約のため、環境変化に対するリスク検討が必要となる。 事業開始前にPFI可能性調査が義務付けられているため、建設時期が1年程度遅れる。		起債よりも金利の高い民間資金を活用するため、リース料（総支払額）が高額となる。 事業期間が短いため、市の単年度の費用負担が大きくなる。		
他公立病院の事例		多数あり	共立湊病院、藤沢市民病院、新潟市民病院 埼玉県立がんセンター、多治見市民病院 など			福岡市立こども病院、長崎市立市民病院、都立駒込病院 東京都立多摩総合医療センター・小児総合医療センター など		公立病院での事例なし		

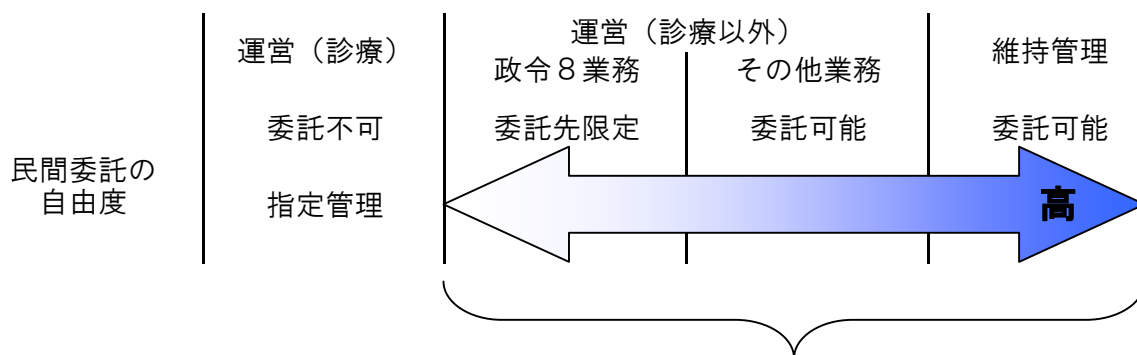
※運営のうち、診療行為（医師、歯科医師、薬剤師業務）については、委託できないとされているため、現状どおり指定管理者制度を基本とする。

※DBO方式は、広義ではPFI方式の一種であるが、建設に民間資金を活用しないため、ここではDB方式として整理している。

## 2. 施設整備に関する発注区分による比較



## 3. 維持管理・運営に関する委託範囲の検討



この範囲について、指定管理者の業務範囲とするか、PFI事業者等の民間事業者の業務範囲とするか検討する。

※政令8業務：医療法施行令により「診療に著しい影響を与える業務」として、「業務を適正に行う能力のある者」に委託先が限定されているもの。

（検体検査業務、患者給食業務、消毒・滅菌業務、患者輸送業務、リネンサプライ業務、医療機器保守管理業務、医療用ガス保守点検業務、清掃業務）

## 4. その他、配慮すべき事項

VE方式やPM方式、CM方式など、今回示した整備手法と組み合わせ可能な発注方式についても、コスト削減、機能向上の観点から併せて検討する。